

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立高倉小学校

校長名 田 中 順 子 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

高倉小学校は、変化の激しいこれからの時代を豊かに、たくましく生き抜いていく児童を育成する。そのために必要となる一人ひとりの「生きる力」を高め、自尊感情を育み、前向きに生きていこうとする態度を養う。また、全ての命を愛し、多様な価値を理解し、地域に生きる「共生社会」の担い手として、共に生きることを「喜び合える子」の育成をめざす。以下に具体的目標を設定する。

○元気に遊ぶ ◎本気で学ぶ ○正しく生きる

重点目標・・・「本気で学ぶ」に重点を置き、「生きて働く知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、そして「学びに向かう力、人間性等」の醸成を図る。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ①児童の学習状況を把握し、一人ひとりのニーズに応じた指導や支援をすすめる。学習の定着が困難な児童への個別支援を組織的に進め、基礎的・基本的な知識及び技能の向上を図る。
- ②家庭との連携を図りながら、児童の日常的な学習習慣の確立を図る。

イ 豊かな心の育成

- ①生命及び人権の尊重を不変の価値とし、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざす。

ウ 健やかな体の育成

- ①健康でたくましい体を育むために、学校生活全体で体を十分に動かす活動を重視する。自己の健康増進への関心を高め、すすんで体力を高めようとする態度と習慣を育成する。

エ 不登校児童への支援

- ①児童及び保護者との信頼関係を構築し、必要な情報提供や助言、ICT機器等を活用した支援、家庭への訪問や専門機関との連携による支援を行う。
- ②相談室等の別室環境を充実させ、社会的自立に向けた多様な教育機会を整える。

オ いじめ総合対策を踏まえ、いじめの防止等の取組を効果的に実行するための方針

- ①児童一人ひとりが活躍できる場を設定し、互いに認め合える学校づくりを行い、自己肯定感、自己有用感を高めることを通して、いじめの未然防止を図る。
- ②毎週の「いじめ対応のための時間」を活用し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

カ 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実

- ①児童一人ひとりの実態を十分に把握し、教職員の協働体制を整えるとともに、保護者や関係諸機関との連携により、教育的ニーズに応じた支援・指導を行い、特別支援教育や教育相談の充実を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第一中学校グループ(第八小・大和田小・高倉小)】

- ①「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、自らすすんで学び、体力を伸ばし、互いのよさを認める心を育むことである。そのために、あいさつ運動での直接的な触れ合いや中学校の授業体験行う。また全教職員で分科会を年2回実施し積極的な意見交換を行う。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①各授業においては、毎時間のめあての明示と振り返りを確実に行う。児童が見通しをもって学習し、自己の学びの進捗を実感できるようにすることで、主体的に学習に取り組む態度を育成し、学習内容の定着を図る。
- ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、基礎的・基本的な知識及び技能を活用し、自ら考え、判断して、表現できる児童を育成するために、言語活動の充実及びICT機器の効果的な活用による授業改善を推進する。
- ③児童が互いの考えを知り、考えを深めるために、1人1台の学習用端末を効果的に活用する。またドリル型学習コンテンツを活用し、児童が主体的に個別最適な学びをできるよう支援する。
- ④八王子市学力定着度調査等をはじめとする各種調査の結果を分析し、児童一人ひとりの学習状況や学校としての指導上の課題を把握する。結果分析を踏まえて授業改善を図るとともに、必要な児童に補足的な学習支援を行う。
- ⑤本の紹介活動や同じ作者の作品を読む並行読書、図書ボランティアによる読み聞かせなど本を読む機会を増やすとともに、校内研究を活性化させ、読書活動を推進する。
- ⑥一部教科担任制を取り入れ、質の高い教科指導をめざすとともに、児童の学習状況を多面的に把握し、授業改善を図る。
- ⑦生活科、体育科、家庭科、給食指導を中心に、家庭と連携した生活習慣の定着、安全教育、食育に取り組み、児童が自分の体に関心をもち、健康な生活を送ろうとする態度を養う。

イ 総合的な学習の時間

- ①地域や学校の特色を活かし、自然園を活用した食育、地域との連携によるニュースポーツや伝統文化などの体験活動を通して、探究する課題設定をし、横断的・総合的に学習を進め、課題の解決や自己のより良い生き方を考えるための資質・能力の育成を図る。
- ②身近な八王子市の郷土学習を通して、日本遺産等について知る機会を設けるとともに、自分たちが住んでいる八王子の伝統と文化に触れることで、地域への誇りと愛情を深め、よりよい社会づくりに主体的にかかわろうとする態度を身に付ける。

ウ 特別活動

- ①学級活動や学校行事等、さまざまな集団活動を通じて、「人間関係形成」や「社会参画」「自己実現」に関わる基礎的な資質・能力の育成を図る。
- ②主体的な活動を通して、異学年交流（たてわり班）、交流及び共同学習の充実を図り、集団の一員である喜びと安心感を高め、相互の個性尊重の態度を養う。
- ③1人1台の学習用端末の積極的な活用を図るとともに、使用する際の自律と課題解決を促し、デジタル・シティズンシップ教育の充実を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ①「生命の尊さ」「相互理解と寛容」「よりよく生きる喜び」に重点とし、多様性への理解を深め、相手を尊重する態度を養い、共生社会を生きる基礎を培う。
- ②特別の教科 道徳においては、児童が課題を自分事としてとらえ、道徳的価値を深められるよう、多面的・多角的に考え、議論する学習をすすめる。
- ③道徳教育全体計画及び別葉を基にして、教育活動全体を通して計画的に取り組み、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等、道徳性を養う。
- ④道徳授業地区公開講座を通して、児童の豊かな心を育むために学校、家庭及び地域社会にできることについて意見交換を行い、保護者・地域と連携した道徳教育の充実を図る。
- ⑤情報発信による他人や社会への影響について考えたり、情報リテラシーの意味について考えたりする活動などを通じて、児童に情報モラル教育の充実を図る。

(3) キャリア教育

- ①「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、学期ごとに学習や生活を振り返る機会を設定し、自己の成長や変容を実感させる。年1回以上キャリア・パスポートの家庭返却を行い、学校での取組状況について家庭との連携を図る。また、キャリア・パスポートを中学校に引継ぎ、指導に活用するとともに、児童の成長を共有していく。
- ②保護者や地域住民と連携し、さまざまな大人が児童と関わり、多様な生き方のモデルを示すことで、児童が自分の将来について考えることができるようにする。

(4) 特別支援教育

- ①一人ひとりの教育的ニーズに応じた組織的・継続的支援を展開する。また、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進し、インクルーシブな教育の充実を図る。
- ②児童の学習上の困難を改善するために、教材を柔軟に調整したり、1人1台の学習用端末を活用したりして、一人ひとりの児童に合わせた学習環境を整備する。
- ③特別支援コーディネーターや特別支援教室専門員を中心に「学校生活支援シート」「連携型個別指導計画」等を活用し、保護者や関係機関等と連携した支援を組織的・継続的にすすめる。
- ④都立八王子特別支援学校との副籍交流を進め、共生社会の担い手となる人材育成の一助とする。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①児童同士が認め合い、よりよい人間関係を構築できるよう、全教職員が肯定的な言葉掛けを手本として示し児童の指導にあたる。
- ②セーフティ教室や薬物乱用防止教室、交通安全教室等を通して危機回避に対する意識を高め、家庭・地域と連携した安全指導の充実を図り、組織的・計画的に児童の健全育成を図る。
- ③児童が主体となり、自分たちでよりよい学校生活を送るためにどのように生活したらよいかを考え、話し合うことができるようにし、学校生活のきまりを改善していく。
- ④生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度を育て、「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」等の活用を基に、発達段階に応じた指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ①毎週の「いじめ対応のための時間」では、全教職員が児童の情報を共有し、具体的対応についての協議を行い、認知から解消判断まで責任をもって組織的にいじめ対応に取り組む。
- ②「高倉小いじめ防止基本方針」を基に、いじめの起こりにくい学校風土を醸成する。毎月実施する生活アンケート、Q-U等、各種アンケートを活用し、早期発見・早期対応を徹底する。
- ③週1回以上開催される「学校いじめ対策委員会」を中心に、事実確認を丁寧に行い、関係機関とも連携して、組織的かつ迅速に解決にあたる。
- ④「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には、校長講話と各学級での「生命の尊さ」にかかわる道徳科の授業を行い、命を大切にするものの価値を深めることができるようにする。

ウ 不登校児童への支援等

- ①個票システムを活用した組織的・継続的な不登校対策をすすめる。登校支援コーディネーターを中心に、児童や保護者の状況についての情報共有を毎月行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談心理士等と連携し、継続的に支援をすすめる。
- ②さまざまな支援ニーズをもつ不登校児童が社会とのつながりをもてるようにしていくため、保護者や関係専門機関と連携し、情報共有を図り、学校内外の居場所づくりにつなげる。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 義務教育9年間で育てたい児童・生徒像「自らすすんで学ぶ児童・生徒」「お互いのよさを認め合い他者を尊重する児童・生徒」「自ら体力を伸ばす児童・生徒」をめざし、児童・生徒の情報の共有化と家庭学習や自学自習の定着化、あいさつの仕方、体力づくり等の共有化を図る。また、児童・生徒同士の交流活動を実施し、円滑な小中の接続を図る。
- (取組2) 教科ごとの「学力定着プロジェクトチーム」を核として、学習の連続性を図るとともに、小学校での放課後補習・夏季学習教室などで、中学生が小学校へ行き小学生の学習のサポートを行う取組を実施する。
- (取組3) 年3回の小・中学校での共同研修を通し、はちおうじっ子サミット、学力向上、特別支援教育、ICT教育等の現状と課題の共通理解を図り、系統的指導を行う。
- (取組4) 青少年対策第一地区委員会主催の地域清掃活動等の合同行事を通して、地域の子どもは地域で育てる意識を醸成する。

イ 学力向上の取組

- ①「はちおうじっ子ミニマム」の類似問題を活用し、家庭との連携を深めた家庭学習を推進する。また、放課後子ども教室が主催する放課後補習や、夏季休業中の学習教室等で、中学生や学習アドバイザーが小学生の学習をサポートし、基礎的・基本的な学習内容の定着をめざす。

ウ その他

- ①高倉小学校2020レガシーとして、学校運営協議会と連携したニュースポーツ体験を実施する。
- ②スタートカリキュラムを活用し弾力的な時間割の設定などの実践を図るとともに、「保幼小連携の日」には児童と園児との交流や、教職員との交流を計画的に行う。
- ③「情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通して、正しい情報を見極める資質・能力、情報に関する個人の権利・法律等を理解し、適切に行動する資質・能力を系統的に育成する。
- ④家庭・地域と連携し、児童の地域活動における活躍を全校朝会で随時表彰し、その取組を積極的に評価する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	203
2	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	204
3	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	204
4	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	204
5	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	17	205
6	17	20	21	14	3	20	22	19	18	16	18	16	204
備 考	・ 夏季休業日 7月21日から8月26日まで。 ・ 都民の日 10月1日は授業日とする。 ・ 第1学年は1学期始業式に出席しないため、1日減。 ・ 第1学年から第4学年は3月の卒業式に出席しないため、1日減。 ・ 第6学年は修了式に出席しないため、1日減。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

学 年		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
	特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
	外国語活動			35	35		
	総合的な学習の時間			70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
	特別活動（学級活動）	34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

カ その他
第1学年、第2学年は外国語活動として2時間、学級・学年裁量の時間に行う。